

す、改元考にも出されず、此二ツの號とるべき名にあらずと思ふに、聖武天皇神龜五年十月に治部省より奏言せし詔報のなかに、白鳳以來、朱雀以前、年代其遠、尋問難明、亦所司記注、多有粗略といふ事、續日本紀にみへたれば、日本紀にみへずとて、此年號朝廷に一向廢せられし號にもあらざるか、今是を審にせんに、外に所見なし、按るに、朱雀白鳳の年號は、天武天皇難をさけて吉野にこもらせ給ひ、それより二年の後、癸酉のとし、淨御原の宮に即位し給ひし間に、大津の宮にて大友皇子の立給ひし年號なる故に、舍人親王の日本紀に除て書せ給はざりしや、上に引し聖武天皇の治部省へ詔報ありし詞も、大津宮の大友皇子の御時の事なれば、何事も明に知がたきとあることにて、大津宮の二ツの年號を出されざる事なるべし、亦天平感寶といふは、天平廿年四月に改元有し號なれども、間もなく同年七月に天平勝寶と改元ありし故に、國史にはみえたれども、年代記等にはみえず、世の人の之らぬ年號なり、

〔逸號年表〕續日本紀、神龜元年朔日詔曰、白鳳以來、朱雀以前、年代玄遠、尋問難明、而朱雀白鳳二號、日本紀皆不載、其他水鏡諸書所載紀號、國史亦無所見、俱未詳其故也。○下略

〔逸號年表補考〕善紀、大屯。

萬葉緯一卷ニ、史籍不記、往古年號、今所記以本瀬三之自筆摸之、傳聞南都古寺間有記、此年號書矣、トアリテ、異年號ヲ集メタルモノアリ、大凡年契ニイヘル如シ、繼體天皇十六年ヲ善紀元年トシテ、文武天皇四年ヲ大屯九年トスル迄、凡百七十九年ノ間ヲ記セリ、此年號所出ノ書ヲイハズ、證トシガタケレバ寫シトメズ、

〔逸年號考〕藤原貞幹が逸號年表を得て之を見るに、二十四部の書を引きて、正史にもれたる紀號ある由を云り、故かゝる異しき年號もありけるにやと、猶疑はしかりけるを、伴信友が同書の補考に、五十一部の書を引證してあなるに驚かされてや、さきの疑ひもはれにたれど、猶